

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 自由民権思想と佛蘭西カルヴアン派の人々 (一)   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 島田, 久吉 (Shimada, Hisakichi)   |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1933  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.12, No.1 (1933. 3) ,p.45- 62   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            |   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19330310-0045">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19330310-0045</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 自由民権思想と佛蘭西カルヴァン派の人々(一)

島田久吉

## 序 論 (一)

本小篇の目的は近世に於ける自由民権思想——殊に千七百八十九年の人権宣言中に表明せられたるが如き——の發展に及した佛蘭西 Calvin 派の人々の影響の跡を尋ねんとするものである。曾て、James Bryce 卿は近世に於ける民主政治の進展の原因を論じて、第一宗教思想の影響、第二、君主制並に寡頭制の秕政に對する不満と之を改革せんとする努力、第三、平等を助長せし社會的政治的情勢、四、抽象學說の四點を擧げたことがある。(Modern Democracies; vol. I, p. 27)而して、彼が此の四原因中、宗教思想の影響を眞先に掲げたのは決して偶然ではない。蓋し個人の天賦、不可譲且つ神聖なる權利を法律を以て確認せんとする思想は政治上からではなくして、實に宗教上の淵源から發したものである。通常、フランス革命の産物なりと信じられてゐた處は其の實は宗教改革及

(45)

(4)

び宗教改革より生じた闘争の所産なのである。(G. Jellinek; Die Erklärung der Menschen- und Bürgerrechte, 1895. K. 7. M. F. Larnaud, préface à la traduction française 1902, Charles Borgaud, The Rise of Modern Democracy in Old and New England, 1894. p. 7. E. Doumergue, Les Origines Historiques de la Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen, 1905. p. 5. 参照)近世民主主義運動は宗教改革時代に於ける宗教的、政治的運動に其の端を發すると云ふことが出来るのである。中世紀の特徴は實に社會上、精神上の個人の束縛であつた。これに反して、宗教改革時代は個人の解放を特徴とする。人權を宣言したるフランス革命は之の解放を正式に發展せしめたものに外ならない。宗教改革の文化的使命は個人の自由に生命を與へることであつて、而してこの目的は之の改革によつて初めて到達せられたのである。(Hattersley, Short History of Democracy, p. 106. Berolzheimer, The World Legal Philosophies, pp. 113. 114) 勿論、後述の如く民主思想は宗教改革と共に忽然として、生起したるものではない。古代より今日に至るまで、あらゆる時代を通じて、民主思想は專政的思想と相並んで、多少とも自覺せる代表者を持つてあつたのである。けれども、宗教改革とともに専制主義と民主主義との對立は著しく深刻となり、主權在民の思想が特に正確且強大になつたのは争へない。假令へ、ルーテルにしろ、カルヴァンにしろ、恐らくは其の便宜主義により

或はその個人的性向により俗界君主の権力を支持し、その不可侵性を説き、直接神授論を辯護した  
けれ共、彼等のこの實際界に附したる留保は決して長くは續かなかつた。(この點、初期基督教會に  
對する聖パウロの態度と比較せば實に興味がある。拙稿、新約全書に見はれたる政治思想。史學第  
四卷第三號參照)而して人民の權利の高唱は彼等の教示、意圖を飛び超へて忽ちに起り、遂に十六  
世紀に至つて其の全發展を見るに至つたのである。この意味に於て近世民主主義は宗教改革の子で  
あつて、宗教改革家の子ではないと云ふ説は疑ひない處であると同時に、彼等がその効果を抑制せ  
んとした教示が聽て革命思想の種となつたことも否定することは出來なす。(Borgaud, op. cit. p.  
2. Gooch, *The History of English Democratic Ideas*, 1912. p. 8. Villeneuve, *Traité Générale de  
l'Etat*, 1929, p. 293-294. Duguit, *Traité de Droit Constitutionnel* 1921, p. 425)

而して宗教改革の政治哲學を最もよく代表し、之が故に十六世紀の政治思想に最も重大なる關係  
を有するものはカルヴァン及び其の一派である。(Gooch, op. cit. p. 3. J. W. Allen, *A History of  
Political Thought in the Sixteenth Century*, 1928, p. 49)

カルヴァン及び其の一派が近世民主主義に及した影響は二の方面より觀察すべきである。一は即ち  
その思想方面であつて、二は其の教會組織の方面である。然共この二つは決して別個なものではな

(47)

(48)

い。両者は互に關聯してゐるものであり、否寧ろ一の精神の二つのあらはれと云ふべきである。信仰の自由に對する主張は政治上の自由の主張に先驅し、教會組織の民主主義化は應て政治組織の民主主義化に轉じたのである。今、便宜の爲に、カルヴァン派の自由民権思想に及した影響の思想的系統を分類すれば大體これを三の系統に分ける事が出来る。第一は Théodore de Bèze, Hotman, Duplessis Morney, De Jurieu, Burlamaqui, 等を代表とするフランシス、カルヴァニストであり、第二は Knox, Goodman, Buchanan, Cartwright, Robert Browne より Locke に至る蘇國並に英國のカルヴァニスト及び清教徒であり、第三は祖國を去つて新大陸に其の理想を實現せんとした、所謂 Pilgrim Fathers 及び Roger Williams 一派、並に其の後繼者たる米國清教徒の人々である。第二に教會組織の民主化が近世民主主義に及した影響も亦、これを三の段階に分けることが出来る。第一はカルヴァンによつてデネエバに實際に施行せられた教會組織より(この點後述參照)ユグノー運動に至るものであり、第二は、教會を以て一の共同團體と見なし神との契約によつて自らキリストの下に服従することを誓約した信徒の共同團體が教會であるから其の團體の意志は信徒全體によつて決定せらるべきものとなす Congregationalist 組合教會及び Independent 獨立教會派の組織であり、第三は米國の Plantation Covenant 植民契約の淵源となす Church Covenant 教會契約である。元來、フ

ランスの人権宣言はその語法を米國諸州の、殊にヴァージニアの權利宣言より學び來つたものである。而してヴァージニアの權利宣言の淵源をなすものは實に米國植民當初に於る植民契約であり更にこの植民契約の思想は William Rogers の教會契約より出でたものであり、しかもこの教會契約は英本國に於るインデペンデント派の教會組織であつたのである。而して抑、かゝる民主主義的教會組織は實に宗教改革の産物に外ならない。宗教改革を以て近世民主主義の淵源とす、故なきに非ずである。然共、已に一言した如く、民主主義思想は宗教改革を以て突然生起したものではない。已に古來より醸成せられつゝ、あつた思想が之の改革を契機として、十六世紀の確然たる運動に推移するに至つたのである。然らば十六世紀に於る民主主義運動の發生に寄與してその思想的背景となつたものは何であるか。吾人は之に對して次の六項を數へる事が出來やうと思ふ。即ち、(一)新舊約聖書中に尋ね得べき民主主義思想の典據、(二)羅馬法學の主權在民說、(三)中世神學者の暴君絶滅論、(四)中世期の統治契約論、(五)宗會議運動、(六)等族會議の民主的主張、之である。以下最も簡單に順次之を述べやうとする。

(一) 民主思想の最も古いもので後世に甚大な影響を及したものは恐らく舊約聖書の中に殘されたるイスラエルの思想であらう。イスラエルが神政的思想によつて支配せられた國家であることは歴史

に明なことである。然らば神政的思想と民主思想とは如何にして、結合するものであるか。蓋しての點については、神政思想に二の種類があることを述べなければならぬ。則ち第一種は統治者は神の代表者であり、統治者の意志は其のまゝ神の意志なりとするものであつて、第二種は統治者の權力は神によりて制限せられ神の意志は國家の上に位すべきものであり、しかも此の意志は統治者以外の他のものによつて啓示せらるるとなすのが之である。而してイスラエルは實に之の第二種の神政的思想によつて支配せられてゐたことを知らねばならぬ。そこでエホバの命令が王權より上位するは當然であるけれども、エホバが國民に對して其の命を啓示するは國王の口を通じてなすのではない。されば王權は初から制限を受けてゐる權力たるに過ぎぬ。實際何れの國民を見るも其の古來の文書中國王を譴責し之を處罰するの峻嚴なることイスラエルの國民の如きはない。君主其の人を神なりとする思想はイスラエルの國民には全然知られてゐなかつた處である。(G. Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, 1921. S. 289. 中)加之、神エホバの權力も亦自然の事實ではなくして、人民が自ら進んで契約の形式を以て之に服従したことより發するのである。『來れ我らは永遠わするることなき契約をもてエホバにつらならんといふべし。』(耶利米亞記第五十章、五、) (猶、以賽書第五十六章三一七、以西結書第二十章三十七參照) 全ての政權の窮極の源は人民の側にあり凡ての政府の

本然の目的は人民の安寧福利を保障するにありとなしたのはイスラエル人の政治に對する根本的思想であつた。(列王記略上第十二章——十一參照)而して政權の成立に關して、彼等は神と人民との契約、並に王と人民との契約と云ふ二重契約の思想を以てした。『ダビデ王ハブロンにてエホバの前に彼等と契約を立てたり。彼等すなはちダビデに膏を灑ぎイスラヘルの王となす。』(撒母耳後書。第五章三)となすは即ち之である。(更にサウルを王に擇むについての神と民との契約、撒母耳前書第十章。其の外列王紀略第二十三章。出埃及記、第十九章四—八、申命記第二十九章九—十三等ことごとく之の例證として擧げることが出来る。) 洵に人民はただ自由な同意によつて契約を結ぶのであつて、而して、法律は神と人民との間に結ばれたる契約に隨つて生ずると云ふのは猶太の原則であつた。ちれば猶太の神政は之を *Théocratie Démocratique* (Paul Janet, *Histoire de la Science Politique dans ses Rapports avec la Morale*, 5<sup>e</sup> jème ed. Tom. I. P. 273) と云ふことが出来るのである。民主主義の最初の故郷は古代希臘にあらずして、實にヘブレスチナであつたとする説 (Charles F. Kent, *The Social Teachings of the Prophets and Jesus* 1917. pp. 21-25) は斷じて不當ではなす。(A. Sudre, *Histoire de la Souveraineté*, 1854. p. 27. Bygardus, *A. History of Social Thought*, p. 70 參照) 然共、斯くの如き民主主義的傾向があるにも拘らず、實際に於ては猶太の王國は決して一



般東洋諸國の專制政治に對する例外をなすものではない。事實上の國民の參政なるものはどこにも發見することは出來ないのである。されば斯の如き相矛盾した要素は其の後世に及せる影響の上にも亦互に相反した結果をもたらさざるを得ない。即ち一方に於て、人民の自由に由つて玉權を顛覆し、又は玉權を人民の權力の下に服せしめんとする觀念と、他方に於て、王權は神より附與せられたものであつて、宗教上の制限は之を認むるも、法律上の制限は全く之を認めざらんとする觀念とは何れも舊約聖書にその根據を求め、後世の政治理論の發展に深甚な影響を與へたものである。

(Jellinek. op. cit. S. 292.)

次に、キリストが自由、平等、友愛の先達であつたことは疑ひの余地はない。彼の時代は專制政治の最も力を逞くした時代である。然るに彼キリストは歴史上に於て最も徹底的なる民主主義者であつた。プラトーンの理想國或は所謂の希臘の民主主義なるものは本來、富力、權力、若しくは才能をもつてゐる人々が其の力を自由且つ平等に行使するを得る、云はゞ、寡頭政治の擴大せられたものに外ならないのである。事實に於てそれらの國家は本來非民主的なものであつた。蓋し彼等の下底には何等、自由平等を享有するを得ない多數の被治階級で存在してをたつたのである。然るにキリストの民主思想の根柢は何等社會的地位の高下を問はざる各個人の至高なる價値の認識に基くもので

no. (Henri Bois, *La Démocratie et L'Evangile, dans Les Démocraties Modernes* pp. 57-96, Kent, op. cit. p. 254) キリストは明白な言葉を以て公共の名譽及び官職の基礎となすべきものは社會に對する個人の奉仕に外ならぬとの根本的民主主義原則を表明した。然らば眞正の貴顯と稱すべきものはその全努力を社會の爲に捧げるものゝみである。キリストに隨へば大なる權を有するものは大なる義務を有するものである。『爾曹のうち大いならんと欲ふものは爾曹に役はるるものとならん。』と。(馬可傳第十章四十四) 社會の不平等は公共の爲の外作ることを得ずとなす人權宣言第一條と其の精神に於て異るところはない。斯くて同一なる思想は聖ポーロによつて隨所に吐かれてゐる。(加拉太書第三章二十六—二十八、哥羅西書第三章八一—十一、哥林多前書第十三章十三) 然らば羅馬書第十三章の有名なる言句、『上にありて權を掌てる者に凡ての人々服ふべし蓋は神に出でざるの權なく、云云』中に含まれたる神權的觀念はいかにしてかゝる民主思想と妥協するやと云ふに、この言葉は本來原始基督教會と羅馬政府との關係を願慮せる實際上の必要と、教會内部に於て生じた無政府主義的傾向に對する警告として發せられたと見るべきで專制に對する擁護として發せられたと見るべきではないのである。初期教會が後世、第十七世紀の Anabaptist の運動と同じ様な無政府的運動によつて惱まされたのは多く疑ふべからざる處である。恰も、ルーテルが『基督教徒の

自由』を著したる時の如く聖ポーロも彼自身の教示の効果を抑へんとするに非常な苦心を要したのである。故に、『爾曹のうち互に事ある時は聖徒の前に訴へる事をせず、敢て正しからざるもの前に訴ふることをするものあるか云云』(哥林多前書第六章一一八)若しくは聖ペテロの『人に従ふより神に従ふは爲すべき事なり』(使徒行傳第五章二十九)の言は俗界權力に對する侮蔑的な語調と認め得るのである。後年教俗兩權の争闘の崩芽は已に斯かる言辭中に藏せられてゐた。羅馬書第十三章の言句が後年、多くの君主神權説に對して如何に萬能的武器を供したかを見れば寔に皮肉と云はざるを得ないけれども、*Omnes Potesta & Deo* が *mediate* なりや *immediate* なりやの問題より羅馬教會對皇帝の争闘となり、之の兩者に左祖したる神學者間の大論戰となり、更に政權の性質、始源に關する一大探求となり、遂に近世民主主義思想の發生を促した一因となつたは一層皮肉である。抑、法王グレゴリオ七世と皇帝ヘンリ四世の葛藤中に先づ現はれた *Pactum subjectionis* 統治契約の思想 (*Manegold, Ad Geshardum 1096*) は本來人民の主權を主張せんとする政治的企圖に出たものではなくして、俗界政權の源を人民の契約に歸せしむることによつて、其の神聖性を剝奪し之を詆蔑し以て神及び其の司教の手に政權を確保せんとする神學的企圖に出でたるものだからである。

(二) 『皇帝の意志は法律たるの効力を有する。何となれば皇帝の權力を設立する王法によつて人民が彼に最高權を移轉したからである。』と云ふ羅馬法學者の説明は明に主權在民説である。ウルピアヌスのこの見解は(Dig. 1. 4. 1.)他のすべての羅馬法學者の一致せる見解である。寔に、羅馬法學者は二世紀より六世紀に至るまで、政治權力に對して、唯一の始源しか知らなかつた。唯一の始源とは人民の權力即ちこれである。法學者のみならず、ユスティニアヌス皇帝自身すら明白なる言葉を以て羅馬の人民が彼等のすべての權力を皇帝に移轉した古法について語つてゐる。(Cod. 1. 17. 1.) けれども斯かる學説は單なる抽象學説に過ぎなかつたのは云ふ迄もないことであつて、この時代を通じて帝權は如何なる手段によつても獲得せられ、人民の委託によつて附與せられたことは一度もなかつた。人民の立法的權力は單に名儀だけであつて、一の虚構に過ぎなかつたのである。羅馬の主權在民説は政權の性質及び人民の主張に關する理論と云ふよりも事實上の壓制政治に對する不平と見做すべきものである。(Byrce, op. cit. p. 26. F. F. Abbot, Roman Politics, pp. 59-62.) 然共、單に法典上の空文であつて、何等現實に行はるることのなかつた主權在民の思想は永く忘却せられ、抹消せらるることなくして中世に傳へられ、之の思想が國家の全部を離れて國家の立法權を思考することなかりしチュートン人の觀念と接觸するに至つて其の効果を發揮し、社會契約論に法理的形式

を興へたのである。實に社會契約説が確然たる形式を帯びるに至つた遙か以前に於て、羅馬法の語法は主として權利義務の相互性を記し而してこれは又主權者と人民との間に於ても存在すると思はれたのである。(H. Maine, *Ancient Law*, 2nd ed. p. 345) 社會を以て契約の上に設立し、且つ社會並に契約なる二の法的觀念を結合せるものは實に羅馬法の思想である。(F. Alger, *Essai Sur L'Histoire du Contrat Social*, 1906. p. 30)

(三) 中世神學者の論述中にあらはれた暴君絶滅論の代表的なるものとしては、John of Salisbury と Thomas Aquinas の所論を擧げることが出来る。John の所説は彼が羅馬並びに猶太の歴史から例示し來つて、暴君の『至當なる最後』を語つてゐる中に最よく現れてゐる。即ち彼はジュリウス・シーザアの偉大なりしことに對してあらゆる讚辭を捧げた後、しかもシーザアが武力によつて國家の支配を壟斷したがために僭主なりと見做され、遂に元老院の大多數の同意を以てカピトルで刺殺される至つたのは當然の最後であるとする。チベリウスは毒を以て暗殺せられた。毒殺は最も憎むべき行爲であるけれども、世人は彼を死に至らしめた毒藥を以て恰も起死再生藥の如く見なしたのである。(Pollicraticus VIII. 19. 20. 後年 Mariana の暴君毒殺論 *De Rege et Regis Institutione*, Lib. I. cap. VI. に比すべし。) 第三の僭主カッグラは彼の従僕達によつて弑せられた。而して最悪人ネ

ロの死を以て彼等暴虐者の系統は終末を告げるのである。更に彼は猶太の歴史に轉じて、モアブの王エルゴンよりホロヘルネスに至る暴君の最後を記述して何れもその當然なることを論じてゐる。次に聖トマスに随へば暴君政治は斷じて正當なものではない。蓋し、かゝる政治は一般の福利を計らずして、支配者の個人の利益のみを求むるものである。これに對して人民が起す反抗は決して謀反の性質を帯びるものではない。何となれば謀反せりと見做すべきは寧ろ暴君の側にありと云ふべきである。(Somme Theologique 2. 2. quest. 42. art. 2)云云。然共、聖トマスはシモンと異つて僭主の強暴に對する反抗は決して個人の判斷に俟つべきに非ずして公共の機關によつて決定せられねばならぬと主張してゐる。(Ibid. I. 66.)この主張は後年 Höttman, Bèze 等のカルヴァニストが個人の反抗を排斥して、人民の僕である國家の Magistrats inférieurs たる Ducs, Comtes, Maîtres, Echevius が人民に代つて反抗すべしとなす説、又は Budé 及び Claude de Seyssel が君權に對する制限として個人に重きを置かずして三部會の重大性を強調した議論の先蹤をなしてゐるのである。

(Chénou, Théorie Catholiques de la Souveraineté Nationale, 1898, p. 9, 16 et s. R. L. Poole, Illustrations of the History of Mediaeval Thought and Learning 1920, pp. 204-210. A. T. Carlyle, A History of Mediaeval Political Theory in the West, Vol. III. pp. 143-145 參照)

(四) 中世に於ける統治契約の觀念が後年の民主思想に貢献した處の多かつたは論を俟たない。一體社會契約説は普通一般には十七、十八世紀の思想だと考へられてゐる。然し乍らこれは實際は中世期の觀念であり且、中世社會組織の特徴たる状態並に觀念より本來生じたものである。チュートン人種の政府に關する觀念及びチュートン帝國、並びに其の諸王國成立の歴史的過程の下に於てのみ生起し得る思想である。古代及び羅馬法學の抽象的契約論が中世の實際的社會組織と合致して初めて社會契約なる假定を生ずるに至つたのである。中世の社會組織は封建制度を特徴とする。而して封建制度は相互契約の社會に非ずして何であるか。(Esmeyn, *Cour d'Histoire du Droit*, 1899. p. 170.) 而して、神政的思想が一切を支配した中世期に當つては、社會契約説も亦その外被を脱することとは出来なかつた。即ち神學的形式の中に織り込まれた契約理論であつた。更に亦其の理論の内容は其の對象なる實際政治組織の體様によつて決定せられざるを得なかつた。由つて、我々の中世に發見するものは社會契約説 (*Pactum Societatis, Social Contract, Gesellschaftsvertrag*) に非ずして統治契約説 (或は服從契約説 *Pactum Subjectionis, Governmental Contract, Herrschaftsvertrag*) に外ならなす。かゝる思想の代表者としては、Alsatia 僧侶の Lautenbach の Manegold, Padua の *Mar-siglio Ockam* の William 等の人々を擧げることが出来る。(彼等の民主思想については會て聊か論じ

たことがあるから茲には略する。(拙稿、『古代及び中世に於る社會契約思想』法學研究第四卷第四號)

(五) 千三百七十八年より千四百十七年に至る教會分裂より生じたる無政府的狀態は遂に教會政治の古代制度たる一般宗會議の復活を見るに至つた。千四百年、ピザに於て開催せられたる第一回の宗會議の後、例の有名なるコンスタンスの大會議となり、此の會議に於て法王に對する宗會議の優越は確立せられたのである。不幸にして此の運動はバーゼルの會議の後に至つて失敗に歸し、教會政治の組織としての宗會議運動は消滅して仕舞つた。然共、この運動にあらはれた教會内の一般主權の思想が纏て國家内に於る夫れに轉じたのは明である。蓋し近世國家に於る民主主義は教會内に於ける民主主義の必然的轉化として興つたものと見ることが出来るのである。宗會議運動の精神は Nicholas Cusanus の説に最よくあらはれてゐる。彼に隨へば一般主權は神及自然の不滅の法則である。教會權力の主體は全團體である。全團體のみ獨り神の命を受けたものである。教會に於ては國家に於ると同じ様に凡ての優越的地位は一般の同意及びその任意的服従に基かなくてはならぬ。強制的權力は任意的の交附行爲によつて賦與せられてゐるに過ぎないものである。而して政治に必要なる權力の交附をなすべき一般の同意に定形を與へるものは選舉である。(Concordantia Catholica



(60)

II. c. 17-34) 斯くて、彼は一般の同意を以て選舉せられたるものを以て組織ず宗會議は各、教會を代表し更に進んで全教會を代表するものであるから此の理由に仍つて、法王の上に位するもので、斷じて法王の権力に據るものではないとなした。然らば宗會議は必要の場合には自ら動議を出して集り法王なくして、事務を遂行し得るものである。選舉によつて與へられたる代表の性質により、宗會議は立法權を行使し得るのである。何となれば凡て法律の拘束力は自ら其の上に法律を課せんとする一般の同意に基くものだからである。(Ibid. II. 12) 中世期は民主政治に對する凡ての關心が完全に喪失して仕舞つた時代であると稱せられるけれ共 (C. F. Strong, *Modern Political Constitutions*, p. 164) この Conciliar movement こそは中世期の立憲主義が最高潮に達したものであつて而して、中世と近世との分水嶺を劃するものである。我々は此の運動に、近世國家に於る立憲主義と専制主義との間の鬭争の先觸れを發見するのである。(J. N. Figgis, *Studies of Political Thought from Gerson to Grocius* 1916. pp. 41-) 且つ亦、この運動は教會の制度を改革せんとしたもので教義の内容に立入つて革改せんとしたものではないが、この運動が John Hus, John Wycliff に與へた影響は甚大であり、更に此の二先覺者がルーテル等の宗教改革者に大なる示唆を與へたことは疑ふべくもなし。

(六) 主權在民の思想は單に神學者の論述中に理論として表明せられた許りでなく、又、フランスの États Généraux 三部會に向つて現實に宣言せられてゐたのである。已に Jean 王の三部會（一三五五—五六）に對して全政權は人民より生ずることが宣言せられ、更に百年の後、（一四八四）Charles VIII が未成年の時代に Tour に於て開催せられた三部會に對して Philippe Pot のなしたる有名なる演説中に於て正確に表明せられてゐる。Pot は國王が自ら政治を親裁するを得ない場合に佛蘭西の政治を處理する權限は何れに歸するやの疑問を掲げた後、自ら答へて曰く。勿論かゝる場合には此の權利は皇族に歸するに非ず、皇族會議に歸するにあらず、偏へに政權の贈與者 Donateur du Pouvoir たる人民に歸すべきものであると。元來主權を有してゐる人民はその選舉によつて王を殺立したのである。國家は人民のものである。國王に主權を委託したのは人民であるから、暴力によるも、他の如何なる手段によるも人民の同意なくして主權を有するものは暴君或は篡奪者と見做さるべし。と。(Journal de J. Masselin, Documents inédits sur L'Histoire de France 1835 pp. 146—)

Charles VI の未成年時代に於て、(フランソワは五百年以上に亘る間二十五歳に滿たざる國王の即位を見、約百年の間二十一歳に達せざる國王の即位を見たこと Simondi の Etudes sur les Constitutions des Peuples Libres にあつ) Mailloins に起つた一揆の最中、當時の大法官にして Bauvais

(62)

の僧正を兼ねてゐた Miles de Dormans はこの叛亂を鎮定せんとしてなした演説中に於て國王によりて行使せらるる權力は其の基礎を人民全體の意志に有する事を説いた。(L'Urcau; Les Doctrines Démocratiques chez les Ecrivains Protestants Français, ch. II) 更に Lois XII の宰相であつた Claude de Seyssel は États Généraux 及び Parlement の重大性を高唱して王權に對する制限を主張した。曰く。之等の器關は、國王が或は行使せんと欲するやもはかられざる専制權力を制肘せんが爲に主として設けられたるものである。(Le Grand Monarchie, Lib. I. Ch. 10) (未完)